





対応のポイント

【被害生徒】

- ① 起こっている事実を確認するとともに、まず辛い今の気持ちを受け入れ共感することで心の安定を図る。
- ② いじめられている生徒を最後まで守り抜くこと、そして秘密をまもることを伝える。
- ③ 学校全体で取り組み、必ずいじめを解決すると伝える。
- ④ 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。



【加害生徒】

- ① 他の生徒と離れた場所で、事実確認を正確かつ迅速に行う。
- ② いじめの行為をしてしまった気持ちや状況などについて十分に聞いた上で指導する。
- ③ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導するとともにいじめが非人道的であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。



【学級・学年・学校全体】

- ① 学級や学年、場合によっては全校生徒を対象にアンケート調査や聞き取り調査を行い、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- ② いじめは絶対に許されない行為であることを認識させる。
- ③ いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめを肯定する行為であることを認識させる。



いじめ対策委員会(校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、当該学級担任、当該学年主任、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー等)を中心に学校として解決にあたる



【被害生徒の保護者】

- ① 発見すれば、その日のうちに事実を伝え、対応策を提案する。その際、学校としていじめた生徒を指導し、いじめられている生徒を守り抜くことを伝える。
- ② 必要な場合は、緊急避難として必要な最大限の体制を整えることを伝える。
- ③ 継続して家庭と連携を取り、家庭での生徒の変化に注意してもらい、どんな些細な相談でも真摯に受け止め対応する。

【加害生徒の保護者】

- ① その日のうちにいじめの事実を伝え、いじめられる生徒や保護者の辛く悲しい気持ちを伝える。
- ② いじめは絶対に許されない行為であるという毅然とした姿勢を示すとともに、事の重大さを認識させ、家庭でもいじめが絶対に許されない行為であることを指導するように依頼する。
- ③ 生徒の変容を図るために、解決に向けた関わり方などを一緒に考える。



【関係機関】

- ① プライバシーに配慮しつつ、PTAや学校評議員などに事態を報告し、一体となって解決に取り組む。
- ② 事案によっては教育委員会や青少推、民生児童委員等と連携をとる。
- ③ 事案によっては、児童相談所や警察等の関係機関と連携をとる。

